

和歌山県修学奨励金（進学助成金）

申請についてのお知らせ



大学等に自宅外から通学する方を対象に貸与希望者の募集を行います。

募集期間

令和8年9月14日（月）～ 令和8年11月4日（水）

対象者

次の(1)～(5)のすべてに該当する者

- (1) 令和9年4月に大学等に入学予定、又は高等専門学校から大学へ編入学予定の者
- (2) 自宅から通学することが困難なため、自宅外から通学しようとする者
- (3) 本人の生計を主として維持する者が、和歌山県内に住所を有している者であること
- (4) 本人の生計を主として維持する者の年間収入額が、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則に規定する貸与基準額以下であること
- (5) 一部の奨学金、就学支度費などの貸与を受けていないこと

貸与額

10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のいずれかから選択

貸与時期

2月中旬以降、貸与決定した者からの必要書類の提出を確認後随時振込

対象者の詳細

(1)対象となる大学等とは以下のものです

- ・大学、短期大学（大学院及び通信制の課程を除く）
- ・専修学校の専門課程（2年制以上）
「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程」に基づく要件を満たしている課程、学科（通信制除く）

※専門士・高度専門士の要件

専門士	1 修業年限が2年以上であること 2 課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上（62単位以上）であること 3 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること
高度専門士	1 修業年限が4年以上であること 2 課程の修了に必要な総授業時数が3,400時間以上（124単位以上）であること 3 体系的に教育課程が編成されていること 4 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること

(2) 貸与基準の目安額（和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の規定）【4人世帯の場合】

収入・所得の区分	貸与基準額の上限（目安）
給与所得の世帯	803万円（収入）
給与所得以外の世帯	552万円（所得）

(3)一部の修学資金、教育支援費とは以下のものです

- ・独立行政法人日本学生支援機構の入学時特別増額貸与奨学金
- ・母子父子寡婦福祉資金の就学支度資金
- ・生活福祉資金貸付金の就学支度費

申請書類の入手方法

在学する高等学校等で募集要項を受け取ってください。

県外の高等学校等在学者又は卒業生は、下記問い合わせ先にご連絡ください。

返還について

大学等卒業後5年以内に返還していただきます。

※納期限内に納入がない場合は、年率10.95%の延滞金が加算されますので、必ず納期限内に納入してください。

問い合わせ先

和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課奨学班

電話 073-441-3758

お問い合わせの際は「進学助成金の申請について」とお伝えください。

